

企画競争説明書

業務名称：タンザニア国ドドマ市内環状道路整備計画準備調査

案件番号：19a00380

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年8月21日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年8月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国ドドマ市内環状道路整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - ~~(一) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。~~
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年10月～2020年9月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

契約第一課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年8月28日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年8月30日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年9月6日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

・現地再委託（①交通量調査 ②気象調査及び水理・水文調査 ③地形調査・地質調査（必要な場合、試掘調査も含む） ④材料調査 ⑤環境社会配慮関連調査）

・調査補助員備上 (①交通量調査の実施または補助、データ整理、分析 ②水理・水文、気象調査に係る資料収集等 ③環境社会配慮調査にかかる現地調査・資料収集等 ④試掘調査)

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

(定額計上なし)

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 TZS 1 = 0.04736 円

b) US\$ 1 = 108.692 円

c) EUR 1 = 121.102 円

5) その他留意事項 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／道路・道路付帯設備計画

b) 道路・道路付帯設備設計1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 7.33 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点

10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年9月30日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点* *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

~~（一）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。~~

~~（二）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：道路整備に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／道路計画
- 道路設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路・道路付帯設備計画）】

- a) 類似業務経験の分野：道路計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び 全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路・道路付帯設備設計1】

- a) 類似業務経験の分野：道路計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び 全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(60)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路・道路付帯設備計画</u>	(40)	(17)
ア) 類似業務の経験	16	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	3
オ) その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	—	(17)
ア) 類似業務の経験	—	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>道路・道路付帯設備設計1</u>	(20)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第3 特記仕様書案

1. 事業の背景

タンザニアでは政府を挙げてドドマ市への政府機能移転を進めており（中央省庁は移転済み、2020年6月までに大統領府の移転をもって完了予定）、同市では大幅な人口増加が予想されている（年5.5%の増加率、2012年の約41万人から2039年に約170万人。Dodoma National Capital City Master Plan 2019-2039（First Draft）より）。これに伴い市内の大規模なインフラ整備ニーズが生じているが、特に道路についてはその多くが未舗装であり、緊急な整備が必要とされている。

当国の国家開発計画の達成に向けた戦略的行動計画である「第二次5か年計画（FY2015/2016～FY2020/2021）」（以下、「FYDP2」という。）では、道路分野の開発目標として全国の道路の舗装率向上（6.8%から10%）を掲げている。具体的な整備方針としては、タンザニアのダルエスサラーム港からドドマ市を通過しウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジへ分岐する中央回廊をはじめとした経済成長回廊の強化が挙げられている。同回廊は当国の都市間交通需要の大部分を占めており、将来の旅客・貨物需要の増加に備え、道路インフラを強化する必要がある。

ドドマ市を通行する大型車の大部分が住宅や商業、業務施設が並ぶ市内中心部を経由する中央回廊上を東西方向に横断している。ドドマ市中心部を経由する交通量は2019年から10年間で約1.6倍に増えることが予想されており（JICA「ドドマ市道路セクターに係る情報収集・確認調査」報告書、2019年）、円滑な交通流を確保し、かつ空気汚染、騒音等による住環境の悪化を防ぐため、市内南部に代替ルートとして内環状道路を整備し、大型車交通を市内中心部から迂回させることが急務である。

「ドドマ市内環状道路整備計画」（以下、「本計画」という。）は、ドドマ市において内環状道路の一部区間の新設及び拡幅を行うものであり、同市内の円滑な交通流、市内住環境の改善を図り、当国のFYDP2及び政府機能移転計画の実現に不可欠かつ優先度の高い事業として位置づけられる。

なお、JICAでは2018年12月中旬から2019年3月上旬にかけて、「タンザニア国ドドマ市道路セクターに係る情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」という。）を実施し、ドドマ市における道路整備計画の確認及び我が国の協力（主に無償資金協力）の可能性について調査を実施済みである。

2. 事業の概要

(1) 目標

本計画は、首都ドドマ市において内環状道路の一部区間の新設及び拡幅を行うことにより、同市内の交通流を円滑化させ、もって当国の物流円滑化及び同市の住環境の改善に寄与する。

(2) 概要

ドドマ市内内環状道路のうちイマギ・ラウンドアバウトからトゥ・ウドラ・ラウンドアバウト（約2.9km）の2車線道路の新設とバヒ・ランドアバウトからイマギ・ラウンドアバウト（約3.4km）の2車線道路の4車線への拡幅。

(3) 対象地域（サイト） ドドマ州ドドマ市

(4) 監督官庁・実施機関

監督官庁：公共事業運輸通信省

(Ministry of Works, Transport and Communications: MoWTC)

実施機関：タンザニア道路公社

(Tanzania National Roads Agency: TANROADS)

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、タンザニア政府から要請のあった「ドドマ市内環状道路整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがタンザニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計2回の現地調査実施を想定する。第1回、第2回の現地調査ともに、JICAから調査団員を各1週間程度参加させる。

・第1回現地調査：

最適な事業内容を検討するために必要な、事業の背景・内容の確認、交通量調査、道路現況調査、環境社会配慮調査、調達事情調査、免税情報調査、概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査・協議・情報収集、環境社会配慮調査、先方関係者への設計内容の確認

・第2回現地調査：

最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計

画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加するとともに、コンサルタントは随時本計画関係者との会議を開催して、内容を協議・確認する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

要請されている対象道路の改修・新設の必要性・妥当性の検証等に当たっては、情報収集・確認調査の結果、過去に実施された他ドナーやタンザニア側が実施した各種調査報告書も参照し、調査の重複を避ける。

また、タンザニアによる本事業の政策的位置づけ並びに我が国の対タンザニア支援方針上の、インフラ開発分野の位置付け、優先度について確認するとともに、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）でまとめられた政策における、本事業の位置づけを整理する。

また、概略設計を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。入手した設計資料は、本計画の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映する。

(5) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

1) 他の道路整備事業

ドドマでは外環状道路がアフリカ開発銀行（AfDB）の支援にて実施予定である等、道路整備事業が活発に進められている。また、上下水道や電力・通信等の各種インフラ開発事業が進展中であるとともに、街区の開発も急ピッチで進んでいる。

本調査では、本計画の実施や事業効果の発現にあたって、大きな影響を受け得るタンザニア政府によるドドマ市の開発計画（マスタープラン）、各種事業や他ドナーによる事業について、十分に情報を収集し、内容を把握する。

2) 標準軌鉄道整備事業

現在、事業進捗中の標準軌鉄道（Standard Gauge Railway: SGR）整備事業の路線計画では、内環状道路と2回交差する線形が計画されている。これらは本事業に大きく影響を与えることから、本調査の早い段階でSGR整備事業者から本事業の計画策定に必要なSGRの計画平面・縦断線形及び構造計画（軌道構造、盛土、掘割、橋梁等）等を入手・確認するとともに、関係者との協議をもってそれらを最終化するよう申し入れる。更に、事業実施段階ではSGRとの施工の交錯や不整合、本計画の概略設計後の見直しが発生しないよう、TANROADSとSGR関係者との協議を支援するとともに、同段階における情報共有の在り方を検討する。

また、本プロジェクト対象地区での計画街区の詳細は確定しておらず、本事業の道路計画に応じて計画街路が決定される見込みである。現行のSGRの計画線形では、当該計画街区を横断するものとなっており、本事業にて整備される道路の事業効果に影響を及ぼしかねないものとなっていることから、必要に応じ、それら計画街区の土地利用計画の見直しをタンザニア側関係機関に促す。

これらに加え、SGR整備事業者の事業計画が熟していない場合には、必要に応じ、タンザニアの関係機関間で調整の上、SGR整備事業者に対し内環状道路及び計画街区との交差が生じないように、SGRの線形の変更を申し入れることも検討する。

(6) 道路舗装・排水設計

本事業における道路舗装設計に際しては、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、配布資料である「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書」及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）報告書」における提言等を参照し、以下の点に特に留意した設計を行う。

- ・ 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
 - ・ 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
 - ・ 大型車交通量と軸重分布
 - ・ 過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
 - ・ 路床支持力と地下水の影響
 - ・ 我が国の設計法（TA法）及び AASHTO（米国全州道路交通運輸行政官協会）等の舗装設計法による確認
 - ・ 問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
 - ・ 路面温度と低速重車両、重交通（※）の影響
 - ・ 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
 - ・ 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
 - ・ 材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）
- ※重交通：都市内の交差点の近傍のように、大型車が連なって走行している交通状態

舗装構造及び排水計画については、サイトの気象条件、勾配、重車両等の走行状況、舗装破損状況、道路支持地盤を勘察し、必要な耐久性が確保されるよう設計に留意する。道路支持地盤の調査においては、短期間に網羅的な調査を実施するため、CBR試験と併せ、簡易支持力測定器等を用いた支持力試験を実施することも検討する。なお、簡易支持力測定器等を用いる際には、簡易支持力測定器等の機材を用いた試験結果とCBR試験結果の関係を事前に把握しておく必要がある。

(7) 施工中の道路運用に対する検討

本計画のサイトより、西側区間については、ドドマ市内の内環状線の既供用区間でもあり、現在、すでに多くの交通利用があることから、工事中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工計画を検討する。

さらに、交通規制の確実な実施が円滑な施工及び施工業者へのリスク軽減の点から重要であり、同国の類似工事における交通規制の実績等を確認して、必要な対応策を検討する。

情報収集・確認調査の報告によると、内環状線西側区間では道路路肩付近において、バス等の駐車・乗降がなされていることから、このようなサイト条件を勘

案するとともに、環境社会配慮調査結果及び施設設計等の現地調査結果を反映した施工時の道路切り回しを計画し、各切り回しステップごとに図面を作成し、タンザニア側と協議する。

(8) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイドンス」(2014年9月)(以下、「工事等安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、タンザニアでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からタンザニアでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したタンザニアの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりタンザニアの他案件の事例も踏まえたうえで、必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また必要に応じてタンザニアで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAタンザニア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所と協議し、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

(9) 交通管理施策の確認

本事業により市内中心部から重車両を迂回させるためには、市内中心部への重車両の進入規制等の交通管理施策が適切に執られることが必要であるため、ドドマ市における交通管理施策についても確認する。

(10) 交通安全対策の検討

供用開始後の女性や子供、高齢者、障害者等を含む全ての道路利用者交通の安全を考慮した概略設計を実施する。近年、タンザニアを含む諸外国にて道路交通安全診断制度が適用されており、本調査においてもTANROADSの考え方を含む道路交通安全診断からの視点に基づいた設計照査を実施するため、プロポーザルにおいて、下記(13)の設計照査での道路交通安全診断に関する照査項目について作成、提案すること。

タンザニアの全国的な交通事故データはWHOの公表データにより得られるが、併せて全国および当該地域・路線での交通事故データの収集・分析を行うとともに、事業対象道路付近での交通事故発生状況につき、ヒアリング等により確認する。

(11) 道路の3次元計画・設計

道路の計画・設計にあたっては、既存街区・街路及び計画されている街区・街路との調整、非計画街区での用地取得範囲の検討、排水計画の検討、交差点構造の検討、施工時の安全対策検討及び交通安全に関する検討、必要に応じ既存ユーティリティとの関係検討等において、本計画に対する関係者の理解を深め、タン

ザニア側との合意形成を促進するため、3次元にて実施する。なお、本調査での数量算出や積算は作成した3次元図面ではなく、2次元図面に基づいて設計・積算マニュアルに基づき実施すること。

3次元モデルの作成に当たって、設計対象（土工、舗装、構造物等）に必要とする詳細度（形状）は300、設計対象に含まれない周辺構造物については200とし、モデルに対する属性については本業務では付与を必要としない。また、3次元地形モデルとして、地図情報レベル1000、点密度10点／平米を基本とし、用地取得を必要とする箇所については、地図情報レベル250、点密度150点／平米とする。なお、地形形状が急激に変化する箇所や地物など、より高い精度が必要な箇所における詳細度については、別途、JICAとの協議をもって決定する。

なお、今回の調査対象全区間について、全てを3次元計画・設計とする必要はないと考えられるところ、コンサルタントは3次元モデルによる検討範囲をプロポーザルにて提案すること。

（12）質の高いインフラのための検討

質の高いインフラの観点から、道路設計にあたっては、ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性と自然災害のリスクに対する強靱性の確保等の観点を踏まえて検討する。

また、今後、タンザニアやアフリカ諸国での円借款事業の展開を念頭に、コスト縮減と競争性の確保を前提に、本邦企業に優位性のある技術につき、その採否も併せ検討する。

（13）内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる内部照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。また、照査結果は詳細設計段階へ引き継がれることに留意する。プロポーザルでは照査計画の考え方および照査項目（項目のみでよい）を提案すること。照査計画および照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICAに提示する。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

（14）無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2019年4月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）を参照することとする。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、双方の役割分担、留意事項等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

タンザニアの開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性、本計画要請の経緯と内容について確認する。また、当該事業に係る先行調査報告書を入手の上、レビューする。

(4) 事業の実施・維持管理体制の確認

監督官庁であるMoPW及び事業実施機関であるTANROADSの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本計画の監督官庁及び実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、TANROADSが維持管理の責任機関となると想定されるため、TANROADSが維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているか確認する。

(5) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、舗装の劣化には走行車両の軸重が大きく影響するため、本調査の中で過積載車両の通行の実情及び取締状況について確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、タンザニア側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(6) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

本計画に関連する我が国、他ドナー及びタンザニア政府資金によるプロジェクト等の最新状況を確認するとともに、本計画との関連性や重複の有無を確認する。

併せて、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を入手するとともに、本件実施機関と類似する事業を担当したコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理それぞれの時期での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これら事業の設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

更に、道路の舗装構成を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。

(7) 自然条件・サイト状況調査

1) 道路現況調査

対象区間において、現地踏査、聞き取り調査、既存資料の分析をもってインベ

ントリー調査を実施し、交通状況及び周辺道路の整備状況、周辺地域の経済状況（裨益人口、主な産業、物流状況等）及び調査対象区間の交差点の現況等につき確認する。特に雨季における路面状況等を確認する。なお、単に道路を中心とした狭い範囲の施設状況や土地利用の調査を行うだけではなく、広い範囲での沿道の自然状況（植生等）、湿地帯等の存在も調査する。また、最終的には、自然条件調査の情報（調査箇所、調査内容等）も加え、測量で得られる地形図に映像情報とともに取りまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。また、実施段階での情報の更新、及び入札図書の一部とすることも考慮する。

併せて、道路拡幅に伴う技術的な課題、用地取得上の課題、コスト等を整理し検討を行う。

2) 舗装状況調査

調査対象区間において、既存舗装の損傷状況、強度及び構造、道路拡幅位置における路床の支持力等を確認する。プロポーザルでは支持力等の測定にあたって、簡易支持力測定器を用いた道路支持地盤の試験方法を検討・提案する。この場合、CBR試験とのキャリブレーションを実施し、今回の調査結果と従来の設計手法・現場管理手法との整合性を確保できるようにする。

また、路肩等の必要箇所にて試掘調査を実施し、地下水位を計測したうえで必要な土質試験を実施する。土質試験の項目として、各種室内試験等が考えられるが、試験項目はプロポーザルにて提案するとともに、国内解析の結果に基づき必要に応じて試験項目を追加する。

3) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、道路建設予定区間において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、降雨量、路床強度などの他、路面温度、地下水の状況、及び問題土の性状の把握も含まれる。

路面温度については、対象道路または近隣のアスファルト道路の路面温度を観測する。

地下水位や問題土については、舗装構造に影響を与える地下水位や問題土の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案する。ただし、地下水位の挙動を完全に把握することは難しいため、工事中のモニタリングの必要性と追加費用についても検討を行う。

本件については、現地再委託にて実施することを可とし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案すること。また、試掘調査等、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(8) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況を把握するとともに、舗装の構造設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、「ドドマ市道路セクターに係る情報収集・確認調査」（2019年）を踏まえ、不足する情報がある場合は、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切

な交通量調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても必要に応じて調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動、及び道路供用後の転換交通量を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画、上記「5. 実施方針及び留意事項（5）事業効果に影響を与えうる関連事業の確認」に示す事業調査及びドドマ市における交通管理施策を踏まえ、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、安全率を見込んだ適切なパラメータを検討の上随時JICAに協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を可とする。

更に、将来交通量予測結果に基づき、現在及び将来の温室効果ガスの総排出量を算出し、事業効果に含めるかどうかを検討する。

（9）環境社会配慮（重要な環境社会配慮項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成、簡易住民移転計画案の作成）

本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

調査では、タンザニアにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、社会状況の把握として、当該道路周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

社会影響の検討にあたっては、道路設計にて検討する本設・仮設の道路幾何構造・線形計画によりその影響範囲が変わるため、先方政府及び道路設計との連携が必要と想定される。また、タンザニア側による現在の道路用地の取得経緯や時期が不明であるばあい、これらを確認し、JICA環境ガイドラインとの一貫性を整理し、整理結果に基づく補償方法を検討する必要がある。

一方、環境影響に関しては、工事中の周辺環境への影響（仮設道路・仮設橋・橋梁本体・汚濁水の流出防止、重機騒音振動防止、既設橋解体に伴う廃棄物等）、及び供用時（大気質汚染、騒音振動）が想定される。

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

1）環境社会配慮に係る調査

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可（経費は別見積りに計上）とする。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ・ JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- ③ スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価および代替案(プロジェクトを実施しない案を含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者¹、協議内容等の検討)

2) 簡易住民移転計画案の作成支援

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易 住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

¹女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

3) ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループ（若しくは交通弱者）に配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

- ① 本プロジェクトの効果発現における、上述のジェンダー等若しくは交通弱者の視点を考慮した、歩道、道路横断施設、街路灯等の施設整備について、タンザニアの社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。
- ② 本プロジェクトの実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、発注者、JICA等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に占める女性割合の設定（全雇用の内、女性割合を50%）、男女間の同一労働同一賃金の確保、女性労働者向けトイレ・更衣室等の労働環境整備配慮等が挙げられるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダー・バランス確保等が想定され、積極的にタンザニア及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

以下の項目に関し、効率的な調査と試験のため、現地コンサルタントおよび先方実施機関等から情報収集後に必要な調査と試験を行う。

- 1) 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- 2) 現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。サブコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限り調査対象サブコントラクターが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、その技術

レベルを慎重に判断する。

- 3) 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、品質、輸送費等について調査する。
- 4) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 5) 事業対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石、骨材、入替用土等）についての品質確認（必要に応じ材料試験を実施）及び価格調査も実施する。調査及び試験の結果、建設資材調達にリスクがあることが判明した場合、そのリスクを報告書に記載すると共に、詳細設計段階での再調査を提案するものとする。

(11) 事業内容の計画策定

跨道橋配置案および事業スコープについては、タンザニア側関係機関に対し十分に説明・協議し、現地調査期間中に同機関からの合意を取り付ける。なお、タンザニア側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。現地調査からの帰国後、設計・積算方針会議を開催し、事業コンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。設計に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

道路断面構成、舗装構成、交差点付近の車線構成及び構造物の規格・仕様等の決定に際しては、施工性、耐久性、維持管理の容易性、工期、工事中の交通阻害、供用後の交通計画、コスト等を考慮して複数案を比較し、最適な概略設計及び施工計画を策定する。特に仮設資材や建設機械等の調達先については、施工中事業を担当する施工業者へのヒアリングを含め、現地や第三国等を含め入念に調査を実施する。

1) 基本計画（計画道路の基本的仕様、舗装設計）

以下①～④について留意しながら、自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理して設計基準を設定し、本事業として計画・設計される事業内容の基本設計を検討する。

- ① 先方の同意を取り付けた案に基づき道路および交差点設計を行う。当該地点における交通特性、交通規制等を踏まえ信号等の付帯設備の設計を含める。
- ② 施工及び維持管理に要するコスト等を勘案し、複数の代替案を設定・検討した上で比較検討を行い、最適案を提示する。
- ③ 舗装構造設計にあたっては、道路損傷状況や過積載トラックの走行状況等を踏まえる。
- ④ 道路排水施設（横断、縦断）の計画にあたっては、気象条件（雨期）、地下水、地形・地質条件を考慮して排水容量及び流末処理を計画の上、施設規模を検討する。

2) 概略設計図

（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、構造物計画図、機器・

標識等配置図等)

3) 施工計画

施工計画には以下の内容を含めることとする。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施をフォローする。工事中の一般交通の切り回しについては、本業務では同国の類似工事における交通規制の実績等を確認して、適切になされないリスクが予想される場合、必要な対応策を検討する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理計画
- ⑤ 品質管理計画
- ⑥ 資機材等調達計画
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り回し計画

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。また、想定する仮設構造物についても記載する。

道路計画についてはタンザニア側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする道路計画を決定する。なお、タンザニア側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

4) プロジェクト概要動画制作

CG等により、プロジェクト概要をタンザニア政府及び国民にわかりやすく説明する動画（Full HD画質以上、約5分間）を制作する。

(12) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI（一般社団法人海外建設協会）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始

時点でJICAタンザニア事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（13）相手国側負担事項に係る提言

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概略と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

（14）事業の維持管理計画策定

TANROADSが行うことになると想定される対象道路区間の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

（15）事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（16）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（17）詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(19) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、交通改善の定量的指標として、支援区間の①旅客数増加（人／日）②貨物量増加（トン／日）③走行時間短縮（分）及び④市内中心部の大型車混入率（%）等を想定している。さらに、人間の安全保障の観点から、2019 Dodoma National Capital City Master Plan等も踏まえ、本事業の経済効果を示す定量的指標を検討する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(20) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(21) 事業概要の本邦企業への説明

JICAは第2回現地調査（概要説明）前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をタンザニア政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

タンザニア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集

- 4) Project Monitoring Reportの初版
- 5) 照査チェックリスト

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(13)を成果品とし、提出期限を2020年9月2日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 8 部、英文 10 部
- (3) 第一回現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) インテリム・レポート : 和文 8 部、英文 10 部
- (5) 第二回現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (6) 準備調査報告書(案) : 和文 8 部、英文 10 部
- (7) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文 2 部
- (8) 概要資料 : 和文 2 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (9) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 10 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版) 16部及びCD-R 3枚
: 和文(簡易製本版) 3部及びCD-R 1枚
- (10) デジタル画像集 : CD-R 1枚(デジタル画像40枚程度)
(※完成予想図を含む。)
- (11) プロジェクト概要動画 : CD-R 2 枚(Full HD 画質以上、5 分程度)
- (12) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版 : 1 部
- (13) 照査チェックリスト : 1 部
- (14) 免税情報シート : 和文 3 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (7) については設計・積算マニュアル補完編・機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年11月上旬より第1回現地調査（概略設計）を行った後、国内解析（積算審査に要する期間含む）を実施し、2020年6月下旬に第2回現地調査（概要説明）を実施することを想定する。2020年9月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	2019年			2020年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(概略設計調査)												
事前準備	□											
現地調査(OD)		■	■									
国内解析				□	□	□	□	□	□	□		
概略設計ドラフト説明(DOD)									■			
国内整理										□		
概略設計概要資料提出											△	
最終報告書提出												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途（全体）：約21.83M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務行程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／道路・道路付帯設備計画（2号）
- 2) 道路・道路付帯設備3次元計画
- 3) 道路・道路付帯設備設計1（3号）

- 4) 道路・道路付帯設備設計 2 / 3 次元モデリング
- 5) 交通量調査・需要予測
- 6) 調達事情調査／施工計画／積算
- 7) 自然条件調査
- 8) 環境社会配慮／社会状況調査
- 9) 照査・道路安全診断

3. 参考資料

(1) 公開資料

- ・ アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書（2013年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12129334.pdf>
- ・ 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書（2015年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
- ・ 開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）（2016年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>
- ・ 開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）別冊 無償資金協力事業の舗装施工監理/管理ハンドブック（案）（2016年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12287983.pdf>
- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- ・ ODA建設工事安全管理ガイダンス（2014年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf
- ・ JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年）
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf

(2) 配布資料（企画競争説明書と同時配布）

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) JICA 国別分析ペーパー（タンザニア）
- 3) 内部照査について
- 4) 照査チェックリスト（サンプル）
- 5) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2017年4月）
- 6) タンザニア国ドドマ市道路セクターに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2019年）（英文、和文要約）

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1回現地調査（概略設計）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間

- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、また本計画および設計方針を検討する。双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第2回現地調査（概要説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査にかかる経費については別見積とする。

- (1) 交通量調査
- (2) 気象調査及び水理・水文調査
- (3) 地形調査・地質調査（必要な場合、試掘調査を含む）
- (4) 材料調査
- (5) 環境社会配慮関連調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、タンザニア国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

また、下記業務については、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。なお、当該経費については別見積とする。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、資料収集等
- (4) 試掘調査

7. その他の留意事項

- (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

（２）業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（３）調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

（４）複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（５）安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また渡航計画をJICAに提出するとともに、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。

現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所、在タンザニア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAタンザニア事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

現地作業中における安全管理体制についてプロポーザルに記載すること。

（６）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（７）適用する約款

本業務にかかる契約には、「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用する。

以上

タンザニア国ドドマ市内環状道路整備計画 にかかる自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的：道路設計、ボックスカルバート設計等に必要な河川の特徴を把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、水位、河床状況、流量、流速、降水量等

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品：観測記録、分析結果等

(2) 地形測量

調査目的：道路設計、既設道路の拡幅設計および施工に必要な地形や河川の情報把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量

実施方法：直営または現地再委託

（地形測量に当たっては、UAV等による写真測量も可とする。）

成果品：地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載する）

(3) 地質調査（必要な場合、試掘調査を含む）

調査目的：道路設計および施工に必要な地質の状況を把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺
調査内容：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、骨材材料試験等
実施方法：直営または現地再委託
成果品：地質調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載する）

（４）材料調査

調査目的：道路設計に必要な土砂等採取場の材料の基礎資料を得る
調査内容：盛土材・路盤材・骨材に対する供給元の材料の品質検査結果（室内土質試験：物理試験、締固め、CBR、すりへり、有機分含有量）を収集するとともに、供給能力、価格、材料供給時点から現場への運搬経路、運搬方法、運搬能力について情報収集し、その結果をまとめる。
実施方法：直営または現地再委託
成果品：試験結果、調査・分析結果

以上

タンザニア国ドドマ市内環状道路整備計画にかかる 交通量調査仕様書（案）

1. 目的

交通量調査は、本業務を行ううえで必要な精度を確保するため、以下を目的として実施する。

- ① 事業サイトにおける交通量を的確に把握し、舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出して対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資する。
- ② 交差点における交通量を的確に把握し、交差点幾何構造、道路幾何構造検討に必要な交差点に流入する交通量、流出する交通量を観測し、対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資する。
- ③ 事業効果を把握するために、市内道路交通の配分交通量予測に資する。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案する。

なお、必要な交通量調査は本業務の中で行うことを原則とする。またできるだけ精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

2. 調査位置

プロポーザルにて提案する。

3. 調査項目

車種別通行車両数（双方向/交差点部方向別）、渋滞長、平均速度、軸重 等

4. 調査方法

調査期間の制約のため、それぞれの地点について最低限、平日の1日間（24時間もしくは12時間）とするが、交通量の曜日変動や季節変動についても考慮可能なよう、調査方法についてもプロポーザル内で提案する。調査に当たっては、必要に応じ歩行者・自転車の通行も観測し、歩道設置の検討に役立てること。

5. 実施方法

直営または現地再委託

6. 成果品

交通量調査報告書等

以 上